

最高裁秘書第3592号

平成30年9月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

8月3日付け（同月6日受付，最高裁秘書第3246号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

新任の最高裁判所判事秘書官に対し，その職務内容を説明するときに使用している文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。